

## <子育て関連用語解説>

※ 保育園等の在り方検討委員会の資料等の用語を簡単に説明します。

### 待機児童

⇒入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所できていない児童。ただし、他に入所可能で登園に無理のない保育所があるが、第1希望の保育所でないため入所を待っている児童等は待機児童に含めない。

### 保育士配置基準

⇒保育士の必要な人数。児童の年齢により異なり、0歳児おおむね3人、1・2歳児おおむね6人、3歳児おおむね20人、4歳児・5歳児おおむね30人につき1人以上の保育士を置くこととされている。

### 加配

⇒「保育士配置基準」の中で、年齢により保育士の人数が決められているが、その決められた保育士の人数の他に、特別保育事業（障がい児保育、延長保育など）を実施するにあたり、必要な保育士数を加えて配置すること。

### 延長保育

⇒保護者の就労形態が多様化する中で、保育園が定めた開所時間内に送り迎えできない家庭のために、開所時間を超えて保育を行い支援する制度。開所時間の前後に延長時間を持つてくることができる。（北秋田市は公立・私立とも全部開所時間後に30分～1時間実施している）

### 障がい児保育

⇒心身に障がいをもつ児童を保育する支援制度で、家庭内保育ができない障がい児で集団保育が可能な児童を健常児と一緒に保育する保育園（この場合、障害の程度により保育士配置基準に加えて保育士数を加配しなければならない場合もある）と家庭内保育ができる障がい児も含めて、日常生活に必要な指導及び訓練を行う障がい児通園施設（北秋田市ではもろびこども園）とがある。

### 病児病後児保育

⇒保護者が就労している場合等、家庭内保育が困難な中で、子どもが病気になるなど体調が悪くなった時に、病院・保育所等で一時的に保育をする他、緊急対応等看護を行うことで支援する制度。病気が回復期に至っていない子どもを

支援するのが「病児対応型」、病気の回復期で、集団保育がまだ困難な子どもを支援するのが「病後児対応型」、実施保育園に通園しており、保育中に体調不良となった子どもを支援するのが「体調不良児対応型」で、「病児対応型」・「病後児対応型」については、小学校3年生までの子どもが対象になる。（北秋田市では公立全保育園と子育てサポートハウス「わんぱあく」で実施している）

### **夜間保育**

⇒18時以降に保護者が仕事などの事情により家庭で保育できない場合、保育所等が代わりに保育することで支援する制度。

### **深夜保育**

⇒夜間保育とも言われるが、18時～22時までの間、保護者が仕事などの事情により子どもの保育が行えない場合、保育所等が代わりに子どもを預かり保育をすることで支援する制度。

### **休日保育**

⇒日曜日、国民の祝日等において、保護者が仕事などの事情で、家庭内保育が行えない場合、保育所等が代わりに子どもを預かり保育を行うことで支援する制度。

### **一時保育**

⇒普段家庭で保育しているが、疾病やパート就労、社会活動参加等により、一時的に家庭内保育が出来なくなった場合、保育園が代わりに子どもを1か月のうち14日以内程度で預かり保育を行うことで支援する制度。（北秋田市では鷹巣地区では南鷹巣保育園、綴子保育園、鷹巣地区以外の公立保育園、子育てサポートハウス「わんぱあく」で実施している）

### **子育て支援センター**

⇒厚生労働省の通達「特別保育事業の実施について」に基づく施設。  
地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。市町村長が事業を実施する保育所等（以下「指定施設」という）を指定して実施する。

財源は全額国庫補助金で、次世代育成支援対策交付金である。

### 一般財源化

⇒一般会計は、基本的な収入支出をする予算で社会保障費、防衛費、教育費、公務員の人件費等のための支出される会計のこと。

特別会計は、特定の事業、特定の資金を運用する場合に設置されます。道路整備特別会計や厚生保険特別会計、登記特別会計、財政融資資金特別会計、国債整理基金特別会計等の特別の目的のため支出される会計のこと。

### フリー保育士

⇒特定のクラスの担任でなく、状況に合わせて、いろいろなクラスに入り保育を行う保育士。保育士資格有り。

### 保育補助

⇒保育士資格を持たないものが、保育士のサポートをする仕事。サポートのため、保育士や非常勤保育士のかわりにクラスを担当したりすることはない。

### 非常勤職員

⇒地方公務員法第17条に基づき採用された非常勤職員は、一般非常勤職員といわれ、原則として地方公務員法の各条文が適用となるが、条件付き採用及び定年に係る各条文は非適用とする。

### 臨時職員

⇒地方公務員法第22条2項または5項に基づき、正式採用の特例として、緊急の場合や臨時の職に関する場合に採用できる。任用期間は6ヶ月の期間で更新回数1回、最長1年と定められている。

### 職員適正化計画（北秋田市）

⇒少子高齢化の進展、人口の減少、団塊の世代の大量退職などを迎え、今後も職員が大幅に減少していくため、全庁的な組織の変革に取り組み、組織の統廃合、事務の民間委託、事務事業の見直しなどを検討しながら職員の抑制・削減に努めること。早期退職優遇制度による若年退職者数の増加も見込むこととしながら、非常勤職員や臨時職員なども今後行う行政サービスのあり方を検討しながら適正化を行う。

## 幼保一体化

⇒現在、保育所と幼稚園は異なった運営基準、統轄庁であるが、それを一元化し、子育て行政を分かりやすく、効率的にすること。子ども・子育て関連3法の基本的な考え。

## 認定子ども園

⇒保育所と幼稚園の機能を両方持った園で、幅広い子育てサービスを提供できる。保育料を独自に決めることができたり、入所申込が直接園にであったり、入所決定や保育料の徴収を独自に行うなど、保育所とは異なる面もある。

## 指定管理制度

⇒地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度である。

## 民営化

⇒公立保育所の民営化は①公設民営化②民設民営化の2種がある。①は、公立保育所と同等の基準で職員を配置し、施設の権限や責任を一定程度市に留保したまま、運営を民間にゆだねる。民営化後も公立保育所に変わりないため、入所の決定・最終責任者は市長となる。②は公立保育所を廃止し、法人に無償貸与又は有償譲渡する。

## 子ども・子育て関連3法

⇒幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とし、平成24年8月22日に制定(?)された。「子ども・子育て支援法」「改正こども園法」「関係法律整備法」の3法からなる。施行期日は平成27年10月1日である。

## 児童福祉法

⇒1947年成立した法律で、児童の福祉を保障するための原理(児童福祉法3条) 国家の責任として、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する、と定められている。国民の努力目標として、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう、と定められている。